

(趣旨)

第1条 この規程は、成績優秀な学生を支援することによる教育効果の充実と経済的に困窮している学生を支援することによる高等教育の機会均等の実現を図るため、宮崎公立大学（以下「本学」という。）が実施する奨学金制度について、必要な事項を定めるものとする。

(種類)

第2条 本学が実施する奨学金事業の種類は、成績優秀者奨学制度、修学支援減免制度及び被災者支援減免制度の3種類とする。

(給付対象)

第3条 奨学金の給付対象は、次の各号に挙げるものとする。

- (1) 成績優秀者奨学制度の給付対象者は、一般選抜試験の合格者、私費外国人留学生入学者選抜試験の合格者及び給付年度における2年生、3年生及び4年生（私費外国人留学生を含む）の中で、特に成績が優秀と認められるものとする。
- (2) 修学支援減免制度の給付対象者は、入学手続き者の中で、特に経済的に困窮していると認められるものとする。
- (3) 被災者支援減免制度の給付対象者は、入学手続き者及び給付年度における1年生、2年生、3年生及び4年生の中で、東日本大震災等甚大な災害により被災したと認められるものとする。

(給付決定)

第4条 奨学金の給付は学生部会、教務部会又は教授会で審査し、学生部会の報告により理事長が決定するものとする。

(給付方法)

第5条 奨学金の給付方法については、入学料又は授業料から奨学金の給付額をそれぞれ減額して徴収するものとし、現金の授受は行わないものとする。

(奨学金額)

第6条 奨学金の額は、次の各号に挙げる額とする。

- (1) 成績優秀者奨学制度及び修学支援減免制度の額は、新入学生については、原則として入学手続き時に必要な入学料相当額、給付年度における1年生、2年生、3年生、4年生については原則として給付年度の授業料の半額相当額とする。但し、理事長が特に認めた場合は給付年度の授業料の全額相当額とすることができる。
- (2) 被災者支援減免制度の額は、原則として入学料相当額及び給付年度の授業料の全額又は半額相当額とする

(入学料の徴収猶予等)

第7条 入学手続きの際に修学支援減免制度又は被災者支援減免制度を申請した場合は、可否を決定するまでの間、当該奨学金を申請したものに係る入学料の徴収を猶予するものとする。

2 前項で不採用となったものは、不採用を告知した日から起算して14日以内に、納入すべき入学料を納入しなければならない。

3 第2項に規定する期限までに納入すべき入学料を納入しなかった場合は、入学の許可を取り消すことができる。

(委任)

第8条 この規程に定めるもののほか、奨学金に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成25年2月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

ただし、第3条第1項の私費外国人留学生入学者選抜試験の合格者に係る奨学金については平成29年4月1日以降の入学者に支給する。

附 則

この規程は、平成28年4月20日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。